

令和6年1月相模原市教育委員会定例会

日 時 令和6年1月26日(金)午前9時30分から午後1時17分まで

場 所 第3委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第 1号) 不動産の取得について((仮称)北部学校給食センター関係用地)(教育局)

日程第 2 (議案第 2号) 指定管理者の指定について(相模原市立相模川自然の村及び相模原市立相模川自然の村野外体験教室)(学校教育課)

日程第 3 (議案第 3号) 工事請負契約について(相模原市立博物館プラネタリウム更新業務委託)(生涯学習課)

日程第 4 (議案第 4号) 令和5年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第9号)について(教育局)

日程第 5 (議案第 5号) 令和5年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第10号)について(教育局)

日程第 6 (議案第 6号) 令和6年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算について(教育局)

日程第 7 (議案第 7号) 相模原市立公民館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則について(生涯学習課)

4. 報告案件

日程第 8 (報告第 1号) 相模原市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について(学校給食課)

日程第 9 (報告第 2号) 専決処分の報告について(学校教育課)

日程第 10 (報告第 3号) 相模原市教職員考査委員会設置要綱の改正について(教職員人事課)

日程第 11 (報告第 4号) 相模原市社会教育委員の活動状況等について(生涯学習課)

出席した教育長及び委員（6名）

教 育 長 渡 邊 志寿代
 教育長職務代理者 小 泉 和 義
 委 員 平 岩 夏 木
 委 員 岩 田 美 香
 委 員 宇田川 久美子
 委 員 白 石 卓 之

説明のために出席した者

教 育 局 長	高 橋 良 明	学校給食・規模適正化 担 当 部 長	有 本 秀 美
学 校 教 育 部 長	農 上 勝 也	生涯学習部長	村 田 典 久
教 育 局 参 事 兼教育総務室長	岩 崎 雅 人	教育総務室総括副主幹 (総務企画班)	的 場 秀 剛
教育総務室主査	田 中 輝 和	教 育 局 参 事 兼学務課長	佐 藤 洋 一
教 育 局 参 事 兼学校給食課長	鈴 木 一 広	学校給食課総括副主幹 (給食経理班)	吉 成 弘 枝
学校給食課総括副主幹 (給食施設運営班)	川 口 博 史	学 校 教 育 課 長	三 谷 将 史
教 職 員 人 事 課 長	中 井 一 臣	教職員人事課担当課長 (人 事 班)	辻 野 宏
教職員人事課総括副主幹 (総 務 班)	田 村 圭 治	教職員人事課副主幹	本 原 佐和子
教職員給与厚生課長	浅 川 路 子	学 校 保 健 課 長	丸小野 美 紀
学 校 教 育 部 参 事 兼学校施設課長	米 山 守	教育センター所長	奥 津 光 郎
相模川自然の村 野外体験教室所長	石 長 出	相模川自然の村 野外体験教室総括副主幹	高 橋 真
相模川自然の村 野外体験教室主査	門 倉 信 幸	青少年相談センター所長	加 藤 政 義
生涯学習部参事 兼生涯学習課長	松 本 隆 人	生涯学習課担当課長 (公民館支援班)	佐 藤 正 章
生涯学習課総括副主幹 (総務企画班)	荒 田 裕 之	生涯学習課総括副主幹 (計 画 推 進 班)	鈴 木 孝 司
文化財保護課長	天 野 由美子	図 書 館 長	宮 下 成 実

相模大野図書館長	元 木 潤	橋本図書館長	網 本 佳 代
生涯学習部参事 兼 博 物 館 長	佐々木 春 美	博物館総括副主幹 (企画情報班)	河 本 雅 人
博物館総括副主幹 (学芸班)	秋 山 幸 也	星が丘公民館 館 長 代 理	高 橋 浩
事務局職員出席者			
教育総務室主任	栗 原 明 伸	教育総務室主事	田 中 瑠 菜

開 会

渡邊教育長 ただいまから、相模原市教育委員会1月定例会を開会いたします。

本日の出席は6名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、私、渡邊と宇田川委員を指名いたします。

渡邊教育長 それでは、日程に入ります。

はじめに、お諮りいたします。

本日の会議の日程1、議案第1号、「(仮称)北部学校給食センター関係用地に係る不動産の取得について」から、日程6、議案第6号、「令和6年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算について」までは、会議規則の規定により公開しない会議として取り扱うことにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 では、ご異議ございませんので、本日の会議のうち、日程1から日程6については、公開しない会議といたします。

なお、公開しない会議とする案件は、会議の最後に審議することといたします。

相模原市立公民館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則について

渡邊教育長 はじめに、日程7、議案第7号「相模原市立公民館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

村田生涯学習部長 議案第7号、相模原市立公民館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則について、ご説明申し上げます。

提案の理由をご覧ください。

本議案は、相模原市立星が丘公民館の長寿命化改修工事の完了に伴い、相模原市立公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定めたく、提案するものです。

別紙をご覧ください。

令和5年3月17日に相模原市議会で原案可決された、「相模原市立公民館条例の一部を改正する条例」では、提案の理由のとおり、星が丘公民館の長寿命化改修工事に伴い、その位置を、工事期間中は仮設の施設の所在地に、工事終了後は元の施設の所在地に変更

するなどの改正を行ったところです。

なお、第2条に規定する仮設の施設の所在地である「相模原市中央区星が丘3丁目1番6号」から、元の施設の所在地である「相模原市中央区星が丘3丁目1番38号」に改める規定の施行期日は、附則において、公布の日から起算して1年2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしており、この施行期日を令和6年3月18日とするものでございます。

以上で、議案第7号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

白石委員 今の整備の状況と、開館するに当たって新しくなる備品等があるのか、お伺いしたいと思います。

高橋星が丘公民館館長代理 まず、現在の整備状況でございますけれども、工事が2月22日まで行われるということで、そこに向けて順調に工事の方は進んでいると報告を受けております。

備品等については、利用されている方が安心安全にご利用いただけるような、軽量化した机や椅子などを新たに購入しているところです。

渡邊教育長 ほかにご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

渡邊教育長 では、ありませんので、これより採決を行います。

議案第7号、「相模原市立公民館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第7号は可決されました。

相模原市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

渡邊教育長 次に、日程8、報告第1号、「相模原市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

鈴木学校給食課長 報告第1号、相模原市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部

を改正する規則について、ご説明申し上げます。

こちらの規則につきましては、歳入歳出に関する規則ということで、教育委員会規則ではなく、12月末に既に改正した市の規則について、ご説明をさせていただきます。

改正の趣旨でございますが、給食は基本的に年間185回という回数を基本としております。月によって給食の回数は違いますが、定額で給食費をお支払いいただいておりますのは、185回を分割払いで、毎月同額納めていただいているというイメージで捉えております。小学校でいいますと、月額4,600円、中学生でいいますと月額5,100円を頂いております。学校行事等で給食の回数が少なくなってしまった場合は、年度末の3月の給食費の中で精算をさせていただくというルールになっておりますが、今回、中学3年生が受験前の早い時期に給食がなくなることで、その精算が3月分だけでは追いつかない学校が出てきたため、改正しました。

別紙をご覧くださいと思います。

改正した部分は、第4条第2項でございます。「前項の規定に関わらず、一の年度における学校給食の実施予定日数が185日を下回る事となる小中学校等の当該年度における3月の学校給食費の額は、別表第2に定める学校給食費の額から、185から当該年度における当該小中学校等の学校給食の実施予定日数に相当する数を控除した数に同表に定める1食当たりの基準額を乗じて得た額を減じた額とする。」

ここからが改正部分でございますが、「ただし、当該控除額が同表に定める学校給食費の額を超えるとき」は、1月の給食費を超えるときを指しております。「その超える額を同月の前月以前の各月の学校給食費の額から順次減じた額を当該各月の学校給食費の額とする。」とするものでございまして、この改正に伴いまして、第3項、第4項につきましても、全体調整、文言調整をさせていただいたものでございます。

以上で、報告第1号の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 3月分では追いつかない学校が数校あったということですがけれども、具体的に何校あったのでしょうか。

鈴木学校給食課長 今年度につきましては、相模丘中学校の1校のみでございます。

小泉教育長職務代理者 変えることによって、学校側の負担はないのでしょうか。

鈴木学校給食課長 給食費につきましては、既に公会計化しており、徴収等については教

育委員会事務局で行っておりますので、学校側の負担は特にないものと認識をしております。

渡邊教育長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

渡邊教育長 では、この件はこれで終わりいたします。

専決処分の報告について

渡邊教育長 次に、日程9、報告第2号、「専決処分の報告について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

三谷学校教育課長 報告第2号、専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

市立中学校の管理下に生じた事故に係る損害賠償額の決定について、報告するものでございます。

お手元の資料2枚目、別紙専決処分書の裏面をご覧ください。

中段下、事故の状況についてでございますが、令和5年10月7日午前9時1分頃、相模原市南区内の市立中学校屋外運動場において、部活動で軟式野球をしていた際、生徒が打ったボールが防球ネットを越え、隣接する被害者宅の窓に当たり、網戸及び窓ガラスを破損させたものでございます。

本市の責任割合につきましては、記載のとおり100%、損害賠償額につきましては、網戸及び窓ガラスの修理費用として11万円でございます。

表の下段をご覧ください。

再発防止策といたしまして、本事案について全職員で共有するとともに、グラウンド球技を行う際は、生徒に対し、自分の力量を考慮したプレーを行うよう指導することを確認いたしました。

また、野球部におきましては、打撃方向に注意して練習を行うほか、防球ネットを用意し、防球ネット内で打撃練習を行うなど、再発防止に向けた具体的な対策について再確認いたしました。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見ございましたらお願いいたします。

岩田委員 再発防止策のところ「自分の力量を考慮したプレーを行うように指導する」と書かれておりますが、自分の力量が分からない子もいるかもしれないので、子どもたちへの指導の仕方というのは、丁寧にやっていただきたいなと思います。

白石委員 野球部の練習中に起きた事故になりますけれども、当日は普段と異なる練習が行われていたのでしょうか。

三谷学校教育課長 練習自体は通常と同じ環境で行ってありました。

ただ、この打球なのですけれども、外野の相当深いところに飛んでしまったということで、生徒も驚くぐらい飛んでしまったということでした。

渡邊教育長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

渡邊教育長 では、ほかにございませんので、この件を終わりにいたします。

相模原市教職員考査委員会設置要綱の改正について

渡邊教育長 次に、日程10、報告第3号、「相模原市教職員考査委員会設置要綱の改正について」を議題といたします。

事務局より説明いたします。

中井教職員人事課長 報告第3号、相模原市教職員考査委員会設置要綱の改正について、説明をさせていただきます。

本改正の趣旨についてでございますが、教職員の分限及び懲戒に関する処分等を調査、審議する上で、より公正な判断をするために、主に委員の構成について検討の必要があるとの意見等が示されたことから、市長部局とのバランスも図る中で、令和6年1月に改正を行ったものでございます。

別紙をご覧ください。こちらが要綱改正後のものとなります。主な改正点につきましては、参考資料でご説明させていただきます。

第1条、第2条につきましては、市長部局の要綱を参考に、形式や書式等を書き換えたものとなっております。

第3条第1項につきましては、「委員長は、教育委員会との連絡に関する事務を分担する副市長をもって充てる。」としており、現行の委員長である「教育局長」から「教育委員会との連絡に関する事務を分担する副市長」に変更しております。

また、第3条第3項は、「委員は、次に掲げる職をもって充てる。」としており、教育

局長、学校給食・規模適正化担当部長、学校教育部長、生涯学習部長の4名とし、現行の学校教育部長、教育総務室長、学校教育課長、教職員人事課長から、学校教育部長以外の3名を変更しております。

続きまして、第5条第3項、「会議の議事は、採決しない。」としており、現行の「出席者の過半数で決し」から変更いたしました。

第6条につきましては、「第8条に規定する幹事は、会議が終了したときは、速やかにその結果を教育長に報告しなければならない。」とし、幹事である教職員人事課長が教育長に報告することを明示いたしました。

裏面をご覧ください。

第8条につきましては、先ほどお伝えしたとおり、教職員人事課長をもって充てることにいたします。

第9条第2項につきましては、「考査員は、教職員人事課職員のうち、人事を担当する職員及び学校教育課のうち、教育法務を担当する職員をもって充てる。」としており、考査員にスクールロイヤーを追加いたしました。

以上、報告いたしました。よろしくお願いいたします。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 市長部局と整合性を取ったということですのでけれども、開催後の流れも市長部局側と同様の動きなのでしょうか。

中井教職員人事課長 市長部局は考査委員会で決定し、市長に報告していますが、教育委員会の場合は、教育委員会での議決をもって決定するため、その点が大きく異なっております。

白石委員 市長部局の考査委員会の構成メンバーはどのようになっていますか。

中井教職員人事課長 市長部局は、委員長が副市長、委員が総務局付の副市長以外の副市長2名と、教育長、総務局長、消防局長が考査委員会のメンバーになっております。

平岩委員 第5条第3項「会議の議事は採決しない」ということなのですが、これについて、もう少しご説明いただけますでしょうか。

中井教職員人事課長 市長部局側の要綱では「採決しない」となっており、委員の総意で決することとしております。一方、教育委員会では出席者の過半数で決するとなっております。教育委員会の考査委員会でも、審議をし、委員の総意を得た上で教育委員会に諮

り決定してきたものであるため、見直しを図り、市長部局と同様の文言としました。

宇田川委員 今回の改正に関しては、より公正にということで、市長部局と合わせたということだと理解しました。今の第5条第3項については、実態に即した形に変えたということだと思うのですが、そのほかに、改正前の段階で課題や問題点はあったのでしょうか。

中井教職員人事課長 処分等を決定する上では、特に大きな問題はありませんでした。

しかし、教職員人事課が調査、事情聴取等を進める中で、教職員人事課長が調査結果を部下から報告を受けるにもかかわらず、考査委員の一人として入っているのは、バランスが崩れるのではないかという意見もございました。

渡邊教育長 ほかにご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

渡邊教育長 では、ほかにごございませんので、この件は終了いたします。

相模原市社会教育委員の活動状況等について

渡邊教育長 次に、日程11、報告第4号、「相模原市社会教育委員の活動状況等について」を議題といたします。

事務局より説明いたします。

松本生涯学習課長 報告第4号、相模原市社会教育委員の活動状況等について、ご説明申し上げます。

別紙をご覧いただきたいと存じます。

相模原市社会教育委員について、その設置目的でございますが、社会教育に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査研究し、その結果を答申し、又は意見を述べることでございます。

委員の数は15人以内、任期は2年で、学校教育の関係者、社会教育の関係者等で、条例で定める者のうちから教育委員会が委嘱することとなっております。

活動内容等についてでございますが、年4回程度の定例会議及び協議の進捗に応じた小委員会を適宜開催し、教育委員会からの諮問に対する答申や、自主的な研究テーマについて提言や調査研究報告をまとめるものでございます。

そのほか、県社会教育委員連絡協議会が主催する研修会、研究会への参加や、社会教育委員の意見を市政等に反映できるよう、委員を各種委員会等に派遣しております。

前回報告いたしました、昨年度、教育委員会1月定例会以降の開催実績としては、定例会を4回開催したほか、小委員会を3回開催いたしました。このたび、「公民館を核とした地域づくりの新たな展開」を仮主題として、令和2年2月から小委員会を含め21回の会議を開催し、協議を重ね、その成果として令和5年12月に研究調査報告書を取りまとめ、同月26日に社会教育委員会議長から教育長へ提出されました。

最終ページの委員名簿をご覧いただきたいと存じます。

令和6年1月11日現在、学校教育の関係者1名、社会教育の関係者4名、家庭教育の向上に資する活動を行う者2名、学識経験者4名、市の住民2名、教育委員会が特に必要と認める者1名、計14名の方に委員をお願いしており、前期からの継続が9名、新たに委嘱した委員が5名となっています。

続きまして、研究調査報告書の内容につきまして、別紙、報告書の概要版をご覧いただきたいと存じます。

この研究調査報告書「もっと 公民館」は、公民館がこれまで以上に地域づくりの核として発展する可能性への期待、公民館に関わるすべての人へのエールが込められ、事業運営の参考となるように、アンケートなどに基づく提案や、市内外の実践的な事例が紹介されています。

本報告は、社会教育委員の考えるこれからの公民館について、17の項目の提案で構成されており、興味をもったページから参照してもらい、「こういうことをちょっとやってみようかな」と思うきっかけ作りにつながってほしいという思いが込められています。

研究調査に当たっては、3つの柱、考える視点を整理して、会議で議論を重ね、17項目の「もっと」につながっています。

研究調査3本の柱と主な提案でございますが、1つ目の柱は、「子ども・若者を支え、活かす機会と場づくり」の視点から、もっと若者が地域を元気にする企画と一緒に実現する公民館や、もっと子どもたちが安心できる居場所になる公民館などの項目で、例えば、子どもや若者から企画を募ることや、子どもに関わる様々な立場の人が学び合う機会の提供などについて提案されています。

2つ目の柱については、「多世代、多様なひとたちに、より開かれた居場所づくりと学びづくり」として、もっといろいろな人が気軽に立ち寄れる公民館や、もっといろいろな人が企画に関わる公民館などの項目で、月1回の外国語のひろばや、公募するアイデアへの応募者を中心に実行委員会を組織して事業を実施することなどが提案されています。

3つ目の柱は、「人財をより輝かせる仕組みづくりと学びの機会づくり」として、もっと地域の人財が輝く公民館や、もっとチャレンジする公民館などの項目で、区ごとに共通の人財バンクを持つことや、事業を棚卸しして、やってみたかった講座にチャレンジすることなどの提案がされております。

次に、本編をご覧いただきたいと思います。

まず、2ページをお開きください。社会教育委員からの公民館へのエール、メッセージの記載があります。

5ページから、みんなの「もっと」をかなえる公民館の未来デザインとして、様々な提案等が記載されており、例えば、先ほどご説明しました「もっと若者が地域を元気にする企画を一緒に実現する公民館」は、12ページに記載がございます。

全編を通して、書き出しは吹き出しを使用して疑問や論点が提示され、それらを受け、「だったら...もっと 公民館」という文章構成になっており、挿絵や事例紹介、画像なども多く取り入れ、文字ばかりにならないような工夫がされております。

続けて、次ページをご覧いただきたいと思います。

各委員が執筆したプランが掲載されているほか、アンケート調査やヒアリング調査の意見も盛り込まれてございます。

39ページをご覧ください。

ここから数ページは、12年にわたり委員を務めていただきました古矢議長の後書きとして、「そんな「もっと」をかなえるために」が掲載され、報告書作成における思い、経過等がつづられてございます。

また、48ページからは公民館マップが記載され、社会教育委員のおすすめポイントを添えて各館の紹介がされております。

こういった報告書は堅くなりがちですが、今回はそういった報告書ではなく、公民館で活躍する市民の方々、または公民館になじみの薄いの方々、中高生が見ても分かりやすいものにしようという思いで検討を重ねた結果、このような形となっております。

今後、この提案を受け、多様な人たちが親しみやすく活躍できる、より開かれた公民館となるよう、検討してまいりたいと思います。

以上で、報告第4号、相模原市社会教育委員の活動状況等についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願ひいたし

ます。

白石委員 まず、報告書の作成、本当にお疲れさまでございました。作成に当たっては、社会教育委員の皆さんが公民館を回って、公民館の職員からヒアリングを行いながら作成したと伺っています。相模原市だけでなく、他市の公民館の事例も随所にちりばめられているようですので、今までにない方向性の報告書ができたのではないかなと思います。

せっかくすばらしいものができましたので、これを是非、公民館の職員研修などにも使用していただけたら幸いです。

平岩委員 参考までに委員の皆様の年齢層をお伺いしたいと思います。

松本生涯学習課長 40代から70代の方までいらっしゃいます。

小泉教育長職務代理者 この資料の配布方法、活用方法を教えてください。

松本生涯学習課長 製本後、関係機関等に配布をしたいと考えております。なお、既に1月5日にはデータとして市ホームページに掲載しております。

また、各公民館には、昨年12月にデータを送付し、17項目について、現状取り組んでいること、あるいは今後の取組も含めて、整理をしていただいております。そういったものを生涯学習課が確認をしながら、活動を後押ししていきたいと思っておりますし、先ほど委員からもご意見がありましたが、報告書を題材にして研修等に活用するなど、考えてまいりたいと思っております。

渡邊教育長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、この件は終了いたします。

ここで、前回定例会後の私の活動状況等について、ご報告いたします。

1月1日、第63回寒中水泳大会が相模川で開催され、ご高齢の方から抱きかかえられた赤ちゃんまで参加しておりました。

1月5日には、玉川大学との協定の調印式がありました。これは「教育・連携プログラム」を専攻する玉川大学教職大学院の学生を、教員として任用し、実務経験を積みながら大学院の研究学習も継続していただくという制度で、神奈川県教育委員会と横浜市教育委員会も同時にこの制度をスタートさせるということで、合同で調印式を行いました。

1月6日、その年の豊凶を占う歩射行事として市の指定無形民俗文化財となっている、田名八幡宮的祭が開催され、出席してまいりました。

また、お世話になっている団体の賀詞交歓会に参加してまいりました。

1月13日に医師会、歯科医師会、薬剤師会の合同の賀詞交歓会、16日に青年会議所

の賀詞交換会、17日には公民館連絡協議会の賀詞交換会、スポーツ協議会の賀詞交換会にも参加させていただきました。

そのほか、14日には、第82回の相模原駅伝競走大会、消防出初式が開催されました。

また、23日には、鳥屋学園において研究発表会が開催され、小中一貫教育の取組に向けた縦の教育活動の実践をテーマにしており、小学校と中学校の教員が情報を共有したり連携しながら、教育活動が行われるメリットを感じました。

以上が私の報告でございます。

ここで次回の会議予定日を確認いたします。

次回は、2月9日、金曜日、午前9時30分から、教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 それでは、次回の会議は2月9日、金曜日、午前9時30分からの開催予定といたします。

ここで休憩いたします。

なお、再開後の審議については公開しない会議としますので、関係する職員以外の方は退室してください。

10時17分、再開いたします。

(休憩・10:12～10:17)

不動産の取得について((仮称)北部学校給食センター関係用地)

渡邊教育長 休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程1、議案第1号「(仮称)北部学校給食センター関係用地に係る不動産の取得について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

有本学校給食・規模適正化担当部長 議案第1号について、ご説明申し上げます。

提案の理由をご覧ください。

本議案は、(仮称)北部学校給食センター関係用地としての土地の取得について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものです。

取得の内容につきましては、別紙にてご説明させていただきます。

別紙の1ページをご覧ください。

1の目的につきましては、(仮称)北部学校給食センター関係用地でございます。

2の所在、地番、地目及び地積につきましては、相模原市緑区大島字上台1121番44ほか19筆、学校用地及び公衆用道路、4万5,736.77㎡でございます。

3の相手方につきましては、神奈川県知事でございます。

4の取得価格につきましては、6億4,846万7,922円でございます。

取得する土地の位置等につきましては、4ページの議案関係資料の案内図及び5ページの取得土地図のとおりでございますので、それぞれご参照いただきたいと思います。

以上で、議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

渡邊教育長 特によろしいですか。

それでは、質疑、ご意見等ございませんので、これより採決を行います。

議案第1号、「(仮称)北部学校給食センター関係用地に係る不動産の取得について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第1号は可決されました。

指定管理者の指定について(相模原市立相模川自然の村及び相模原市立相模川自然の村野外体験教室)

渡邊教育長 次に、日程2、議案第2号、「相模原市立相模川自然の村及び相模原市立相模川自然の村野外体験教室に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

農上学校教育部長 議案第2号について、ご説明申し上げます。

指定管理者制度は地方自治法に基づく公の施設について、議会の議決を経て指定される指定管理者に管理運営を委任する制度で、民間のノウハウを活用して施設を活用した新たな事業やサービスの提供のほか、効果的な管理を行うことを目的としており、本市では試験導入を経て、平成18年度から本格的に導入しております。

議案第2号につきましては、本年度末に現在の指定管理期間が終了する教育委員会の所管施設について、市議会3月定例会において指定管理者の指定に係る議案を提出するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、相模原市長に意見を求められたため、同意いたしたく提案するものでございます。

本議案につきましては、相模原市立相模川自然の村及び相模原市立相模川自然の村野外体験教室の指定管理者を指定いたしたく、提案するものでございます。

指定管理者は、コンパスグループ・ジャパン株式会社で、指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

コンパスグループ・ジャパン株式会社の概要につきましては、次のページ、議案第2号関係資料(その1)にお示ししたとおりでございます。

3ページ、議案第2号関係資料(その2)をご覧ください。

指定管理者の選考についてでございますが、1の選考理由といたしましては、(1)評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点であったこと、(2)評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したことなどございます。

2の選考までの経過でございますが、(1)指定管理者となる要件は、法人その他の団体でございます。

(2)指定管理者の公募、1回目でございますが、ウの申請の受付のとおり、1団体から申請がございましたが、(4)のとおり、申請団体は地方税(特別徴収税額納入金を含む)を滞納しており、申請の資格を満たさないため、失格となりました。

(5)指定管理者の公募、2回目でございますが、4ページ、ウの申請の受付のとおり、2団体から申請がございました。

(7)選考でございますが、選考委員会において、申請のあった2団体による提案説明を実施し、それを踏まえ、各選考委員が評価基準に基づき採点を行いました。評価基準・評価結果につきましては、イに記載のとおりでございます。

5ページをご覧ください。

候補団体の合計得点につきましては、440点満点中313点ございました。候補団体以外の申請団体の合計得点は、(イ)に記載のとおり311点ございました。

以上で、議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよ

う、お願い申し上げます。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

白石委員 結果を見ると、313点と311点ということで、非常に僅差の選考結果になったのかなと思います。

結果的には、今までと同じところが指定管理者となるということで、運営に関する不安はあまりないと思われませんが、地方税の滞納というのは相模原市への納税だったのでしょうか。

石長相模川自然の村野外体験教室所長 本市への納付のものでございます。

白石委員 他市にも同様の滞納があったかをご存知でしょうか。

石長相模川自然の村野外体験教室所長 他市については、滞納がない旨の書面の提出を受けております。

渡邊教育長 失格の状況については、選考委員の皆様はご存知なのでしょうか。

石長相模川自然の村野外体験教室所長 選考委員の皆様には、1回目の申請団体が滞納で失格になった経緯は説明をしております。

平岩委員 失格になった点を加味して2回目の選考が行われたのでしょうか。

石長相模川自然の村野外体験教室所長 選考委員には失格の経緯を説明しており、その上で選考をしております。

また、申請団体の経営状況については評価を行っており、経営状況に問題はないものと報告が行われています。

そのため、実際に滞納の部分が加味されたかどうかは把握しておりません。しかし、申請団体の経営状況の部分については議論がございまして、特に経営状況には問題ないといった話になりました。

岩田委員 2団体の差が2点とのことですが、どういったところで点差がついたのでしょうか。

石長相模川自然の村野外体験教室所長 資料の4、5ページのイの評価基準・評価結果をご覧ください。

その中で大きく3つの区分を設けてありますが、「事業計画」、「収支計画・経費的效果」、「管理能力」の中では、大きく評価が離れるようなことはございませんでした。細かな評価項目の「維持管理計画」と「利益の還元」の部分について、コンパスグループの

評価が高かったというところでございます。

そのような評価となった経緯といたしましては、コンパスグループ・ジャパン株式会社にはこれまでの実績がございますので、その辺りを踏まえた具体的な提案がございました。株式会社ヒト・コミュニケーションズは、魅力的な提案はあったのですけれども、まだ実績が少なかったため、具体的な提案がなかったということが評価に反映されたと考えております。

宇田川委員 実績があったため、点数が高くなったということですが、その実績の中に滞納があったということは、委員の方にとっては必要な情報であったと思います。

石長相模川自然の村野外体験教室所長 団体名が特定されてしまうため、各団体の説明の中で、滞納についてお伝えすることはできませんでした。

岩田委員 申請団体名を隠しているとのことなので難しいと思われそうですが、滞納等の情報は評価の中に入れてもいいのではないかと思います。

小泉教育長職務代理者 そういった過去のマイナス要素を点数から差し引くといったルールはあるのですか。

高橋相模川自然の村野外体験教室総括副主幹 経営監理課で定めております「相模原市指定管理者制度運用ガイドライン」等に則り、今回の選考を行わせていただいておりますが、その中では、例えば、行政処分などが行われているということであれば、あらかじめ提出をいただき、そちらを踏まえた上で評価を行っているところです。過去の滞納については提出をしていただくものには該当しておらず、また、マイナス要素を点数から差し引く等は行っておりません。

渡邊教育長 選考は、どのようなメンバーで行っているのでしょうか。

石長相模川自然の村野外体験教室所長 選考委員については、4名で行っており、委員長が大学の教授、委員として民間の事業者が1名、税理士1名、市の職員1名という形で行っております。

団体の経営状況につきましては、税理士の方で確認をしております。

平岩委員 最終的に決定をしたときに、1回目に失格になった団体だという話はしたのでしょうか。

渡邊教育長 2回目に申請のあった2団体に、1回目に失格となった団体が含まれるということは事前にお伝えをしてあったのですか。

石長相模川自然の村野外体験教室所長 団体名は伏せているため、この委員会の中で滞納

があったということの説明はしておりませんが、資料等の内容が1回目に失格となった団体の内容と同一のため、委員の皆様は失格となった団体が再度申請したことを把握することができたと考えております。

小泉教育長職務代理者 失格というのは大きく受け止め、なおかつ、記録として残して、今後どうするかといったことを市全体として考えた方がいいと思います。

宇田川委員 「規定により」とのことですが、申請団体名を隠して行うということが「規定」ということでの理解で良いのでしょうか。

石長相模川自然の村野外体験教室所長 おっしゃるとおり、事業計画書等の応募書類の書類審査やプレゼンテーション審査においては、申請団体名のブラインド化を図るといったことが「相模原市指定管理者制度運用ガイドライン」に記載されております。

白石委員 1回目の指定管理者の公募には1団体しか申請がなかったため、その際には評価をすることなく失格となったという理解でよろしいのでしょうか。

石長相模川自然の村野外体験教室所長 おっしゃるとおりで、資格要件を満たしていないということで失格となりました。

もう一度経緯を簡単にご説明させていただきます。

1回目の申請につきましては、1団体から申請がございましたが、滞納があったことから失格といたしました。2回目の時点では2団体から申請があり、その時点での失格要件等がなかったため、2団体とも申請を認めました。

その後、失格となった団体をどう評価に生かしていくかという部分なのですが、現状のガイドラインに則りますと、選考委員会の中で失格という情報を出すことは、公平性の面から難しいと考えておりますので、選考委員会の中で申請団体の1つが1回目の選考で失格となった団体であることは伝えておりません。

ただ、提案内容が1回目に失格となった団体と同一であることから、こちらの団体が滞納をしていたということは、選考委員の皆様は認識ができたと思われまますので、そういったものを踏まえた上での評価だとこちらは捉えております。

どちらが滞納をしていたのか、はっきりと確認できない中での選考になってしまう部分については、経営監理課に今回のご指摘をお伝えして検討してもらうよう、話を進めてまいります。

渡邊教育長 いかがでしょうか。失格となった団体がどちらの団体であるかを取り上げた説明は、選考、審議の中では行わなかったけれども、そのことは、委員お一人お一人は認

識できていたはずだという、そういう理解でよろしいですね。

石長相模川自然の村野外体験教室所長 そのとおりでございます。

渡邊教育長 ほかにご意見等はよろしいでしょうか。

ございませんので、これより採決を行います。

議案第2号、「相模原市立相模川自然の村及び相模原市立相模川自然の村野外体験教室に係る指定管理者の指定について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第2号は可決されました。

工事請負契約について(相模原市立博物館プラネタリウム更新業務委託)

渡邊教育長 それでは、次に、日程3、議案第3号、「相模原市立博物館プラネタリウム更新業務委託に係る工事請負契約について」を議題といたします。

事務局より、説明をいたします。

村田生涯学習部長 議案第3号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市立博物館プラネタリウム更新業務の工事請負契約の締結に係るものでございます。

本市では、予定価格が3億円以上の工事は議会の議決に付すべきものと定めておりますことから、3月議会へ上程するに当たり市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案をするものでございます。

それでは、本議案の説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案をご覧いただきたいと存じます。

本工事につきましては、昨年10月4日に公募型プロポーザル方式による選考会を開催し、10月25日に仮契約を締結しております。

契約の内容についてでございますが、1、工事の名称は相模原市立博物館プラネタリウム更新業務委託、2、工事の場所は、中央区高根3丁目1番15号、3、契約金額については4億9,999万9,500円、4、契約の相手方は、株式会社五藤光学研究所、5、履行期限は、令和7年6月30日としております。

6、契約締結の方法でございますが、公募型プロポーザル方式による随意契約とした理由といたしましては、プラネタリウムの製造メーカーごとに搭載されている機能や性能に特色があり、共通仕様の作成が困難であること、各メーカーから実現可能な技能について、

提案を募り、価格だけではなく総合的に評価することが望ましいためでございます。

次に、業務委託の概要でございますが、1ページの関係資料(その1)をご覧くださいと存じます。

1、工事内容といたしましては、投影機器群の更新及び施設改修でございます。

主な工事箇所は、投影機器とそれらを制御する操作卓、プラネタリウムの番組制作用システム、音響、照明、及びドームスクリーン等の関連設備のほか、座席や内装としており、リア映写室及びソフト準備室の改修も予定しております。

なお、更新予定の投影機器については、10億個の星々と8K映像を同時に投影できる光学式とデジタル式を組み合わせた世界初の投影機器となっております。

2ページの関係資料(その2)をご覧ください。

今回、工事を行う博物館の位置を示す案内図でございます。

3ページをご覧ください。

プラネタリウムの位置を示す配置図で、下段は現在の施設の概要でございます。

4ページをご覧ください。

更新前と更新後のプラネタリウムの平面図でございます。図面、左側の円形の図はプラネタリウムドーム内の平面図でございます。

本市のプラネタリウムは、図の左側から右側の後方に向かって、座席が階段状に高くなる傾斜式となっております。半円形で示す右側の平面図は、後方床下にあるトイレや入場口の平面図でございます。

更新前の平面図をご覧ください。

更新前は、中央付近の光学式投影機器のほか、座席エリアの左右と後方の3か所にデジタル式投影機器が設置されております。また、後方にあるデジタル式投影機器のさらに後方に現在使用していないリア映写室とソフト準備室がございます。

更新後の平面図をご覧ください。

更新後は中央付近に光学式とデジタル式の投影機器を設置する予定です。また、リア映写室とソフト準備室については多目的スペースに改修し、座席も全て更新する予定でございます。

5ページの関係資料(その3)は、契約の相手方の概要でございます。

6ページの関係資料(その4)は、選定業者及び見積価格でございます。

以上で、議案第3号についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださ

いますようお願い申し上げます。

渡邊教育長 説明が終わりました。

これより、質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

白石委員 座席が広く見えるのですが、現在は232席で、更新後の座席数はどのようになるのでしょうか。

佐々木生涯学習部参事(兼)博物館長 更新前の座席よりも横幅が5cm程広がる座席になりますので、現在調整中ではありますが、200席前後になると思われれます。

小泉教育長職務代理者 関係資料(その1)、2(3)の番組制作用システムとありますが、現在との違いを教えてください。

佐々木博物館長 現在は、星を映し出す機械と映像を映し出す機械で別々にプログラミングし、オリジナル番組を制作していましたが、これからは一緒にプログラミングができるシステムになります。

渡邊教育長 ほかにご意見等はよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

渡邊教育長 ございませんので、これより採決を行います。

では、ございませんので、これより採決を行います。

議案第3号、「相模原市立博物館プラネタリウム更新業務委託に係る工事請負契約について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第3号は可決されました。

令和5年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第9号)について

渡邊教育長 次に、日程4、議案第4号、「令和5年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第9号)について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

農上学校教育部長 議案第4号につきまして、ご説明いたします。

本議案は、令和5年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

議案第4号別紙の1ページをご覧ください。

教育委員会の所掌に係る予算の補正の内容について、ご説明いたします。

まず、繰越明許費補正について、ご説明いたします。

款50教育費、項10小学校費及び項15中学校費につきましては、入札不調等により年度内の完了が困難となったことから、翌年度への繰越明許費を設定するものです。

次に、債務負担行為について、ご説明いたします。

相模川自然の村、相模川自然の村野外体験教室指定管理経費につきましては、指定期間が令和5年度で終了することから、次期指定管理に要する経費の債務負担行為を設定するものです。

小学校校舎改造事業から中学校工事設計等委託につきましては、発注、契約の前倒し及び平準化のため、令和5年度から令和6年度にかけて債務負担行為を設定するものです。

以上で、議案第4号の説明は終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 入札不調があったということですが、どんなものがあったのか教えてください。

米山学校施設課長 トイレ改造工事の設計、トイレ改造工事、屋内運動場改修工事が入札不調になっております。

渡邊教育長 ほかはいかがでしょうか。特によろしいですか。

(「なし」の声あり)

渡邊教育長 それでは、採決を行います。

議案第4号、令和5年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第9号)について原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第4号は可決されました。

令和5年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第10号)について

渡邊教育長 次に、日程5、議案第5号、「令和5年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第10号)について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

有本学校給食・規模適正化担当部長 議案第5号について、ご説明いたします。

本議案は、令和5年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について、相模原市長から異議を求められたため、これに同意いたしたく提案するものです。

議案第5号、別紙の10ページをお開きください。

はじめに、教育費全体の補正について、ご説明いたします。

款50教育費ですが、補正前の歳出予算額504億6,232万円から6億4,011万円を増額し、計511億243万円とするものです。

次に、教育委員会の所掌に係る予算の補正の内容について、ご説明いたします。

なお、事務事業の完了及び事業費の確定等による減額については、説明を割愛させていただきます。

款50教育費、項5教育総務費、目10事務局費、説明欄3、岩本育英奨学基金積立金につきましては、市民からいただいた、暮らし潤いさがみはら寄附金を相模原市岩本育英奨学基金へ積み立てるため増額するものです。

説明欄4、学校施設整備基金積立金につきましては、学校施設における空調設備の整備、更新や中学校給食の全員喫食の実現に向けた取組の財源を積み立てるため、計上するものです。

以上で、議案第5号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願いを申し上げます。

渡邊教育長 説明が終わりました。

これより、質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

特にございませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

渡邊教育長 では、ございませんので、採決を行わせていただきます。

議案第5号、「令和5年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第10号)について」、原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第5号は可決されました。

令和6年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算について

渡邊教育長 次に、日程6、議案第6号、「令和6年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

農上学校教育部長 議案第6号について、ご説明いたします。

本議案は、令和6年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算につきまして、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものです。

議案第6号別紙の16ページをご覧ください。

はじめに、款50教育費の全体の予算額は558億6,436万円で、前年度予算額との比較では61億9,124万円、12.5%の増加でございます。

次に、教育委員会の所掌に係る予算の主なものについて、ご説明いたします。

なお、令和6年度予算における主な施策につきましては、お手元の議案第6号関係資料、「令和6年度 相模原市教育委員会の所掌に係る予算 主な施策について」に記載しておりますので、併せてご参照ください。

別紙の16ページをご覧ください。

款50教育費、項5教育総務費、目10事務局費につきましては、86億9,880万円を計上するものです。

説明欄15、学校給食費管理事業につきましては、公会計化した学校給食費の適切な徴収及び管理を行うものです。

18ページをご覧ください。

目15教育指導費につきましては、8億6,852万円を計上するものです。

説明欄4、創意ある教育活動事業、(2)中学校夜間学級事業につきましては、様々な理由により、中学校で学ぶことができなかった方の教育を受ける機会を保障するため、中学校夜間学級における教育の充実を図るものです。

(4)コミュニティ・スクール推進事業につきましては、「地域とともにある学校」の実現に向け、コミュニティ・スクールを設置し、地域と連携した取組を推進するものです。

(5)学力保障推進事業につきましては、全小学校及び義務教育学校の前期課程において、アセスメントに基づいた指導支援ツールを活用し、読みの力の定着を図るとともに、学習調査を小学3年生から5年生で実施するほか、児童数や学力状況調査の結果を基に選定した小学校42校において、学習支援員を配置するものです。

説明欄7、特別支援教育事業、(3)学校サポーター事業につきましては、通常の学級において、支援を必要とする児童の情緒面及び生活面でのサポートを行うため、学校サポーターを配置するものです。

説明欄 10、部活動指導支援事業につきましては、部活動の活性化を図るため、部活動技術指導者を派遣するとともに、学校における働き方改革を推進するため、休日等部活動指導員を配置するものです。

説明欄 12、GIGAスクール推進事業につきましては、家庭や校外での学習のための通信環境を整備するとともに、教員のICT指導力向上や児童生徒の円滑なICT活用を支援するものです。

20ページをご覧ください。

目25 青少年相談センター費につきましては、3,061万円を計上するものです。

説明欄 1、青少年・教育相談事業、(1) 青少年・教育相談事業につきましては、青少年教育カウンセラーを配置するとともに、不登校、いじめ等の問題行動等の解決のため、スクールソーシャルワーカーを拠点校に配置するものです。

有本学校給食・規模適正化担当部長 続きまして、22ページをご覧ください。関係資料につきましては、4ページ以降をご参照ください。

項10 小学校費、目5 学校管理費につきましては、202億1,061万円を計上するものです。

説明欄 3、学童通学安全経費につきましては、登下校時における見守り体制を充実させるため、スクールガード・リーダーの配置や、ながら見守り活動の普及啓発を行うものです。

目15 教育振興費につきましては、4億4,795万円を計上するものです。

説明欄 2、要保護及び準要保護児童就学援助費につきましては、経済的理由により義務教育に伴い必要となる経費の支出が困難な児童の保護者等に対し、学用品費等を援助するものです。

24ページをご覧ください。

目20 学校建設費につきましては、38億7,843万円を計上するものです。

説明欄 1、小学校校舎改造事業、(1) 小学校校舎改造事業(債務負担行為)につきましては、「市学校施設長寿命化計画」に基づき、校舎の改修工事等を実施するものです。

説明欄 2、小学校校舎等整備事業、(2) 空調設備整備事業につきましては、教育環境の改善や災害時の避難所の機能向上などを図るため、学校体育館への空調設備の整備に向けた調査等を実施するものです。

説明欄 5、淵野辺小学校校舎増改築事業(継続費)につきましては、「市学校施設長寿

命化計画」に基づき、市立淵野辺小学校校舎の改築工事を実施するものです。

26ページをご覧ください。

中段の項15中学校費、目15教育振興費につきましては、3億1,900万円を計上するものです。

説明欄2、要保護及び準要保護生徒就学援助費につきましては、小学校費と同様、経済的理由により義務教育に伴い必要となる経費の支出が困難な生徒の保護者等に対して、学用品費等を援助するものです。

目20学校建設費につきましては、27億4,157万円を計上するものです。

説明欄1、中学校校舎改造事業、(1)中学校校舎改造事業(債務負担行為)につきましては、小学校費と同様、「市学校施設長寿命化計画」に基づき、校舎の改修工事等を実施するものです。

説明欄2、中学校校舎等整備事業、(1)給食配膳室整備事業及び(2)給食配膳整備事業(債務負担行為)につきましては、中学校給食の全員喫食の実現に向け、拡充が必要な配膳室の設計や工事を実施するものです。

(3)空調設備整備事業につきましては、熱中症対策などの教育環境の改善や災害時の避難所の機能向上などを図るため、学校体育館へ空調設備の整備等を実施するものです。村田生涯学習部長 続きまして、28ページをご覧ください。関係資料につきましては7ページ以降をご参照ください。

中段の項20社会教育費、目5社会教育総務費につきましては、19億3,845万円を計上するものです。

説明欄3、家庭教育啓発費、(2)発達サポート講座事業につきましては、子どもの発達に関して、保護者の不安や悩みを和らげるとともに、子どもを取り巻く大人の理解を深めるため、学習の機会を提供するものです。

説明欄4、地域学校協働活動推進事業につきましては、学校と地域が連携・協働し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指すため、モデル事業を実施するものです。

目18文化財保護費につきましては6,825万円を計上するものです。

説明欄4、文化財普及事業、(2)文化財保存活用事業につきましては、文化財を地域全体で保存・活用する取組を推進するとともに、文化財保存活用地域計画の策定に向けた取組を推進するものです。

30ページをご覧ください。

目25 公民館費につきましては、4億953万円を計上するものです。

説明欄3、公民館活動費につきましては、学びを通じた絆づくり、地域づくりのため、公民館で各種学級、講座等の事業を実施するものです。

説明欄6、公民館整備事業につきましては、陽光台公民館の空調設備について、更新工事を実施するものです。

目30 図書館費につきましては、7億3,592万円を計上するものです。

説明欄3、読書活動推進事業につきましては、小中学校等と連携した電子書籍サービスや子どもに身近な施設に児童書セットを循環させる取組、くるくるとしょかんを実施するものです。

32ページをご覧ください。

目45 博物館費につきましては、6億3,432万円を計上するものです。

説明欄2、施設運営費、(5)プラネタリウム事業経費(債務負担行為)につきましては、プラネタリウム投影機器の更新及び関連施設の改修を実施するものです。

説明欄4、博物館施設整備事業費につきましては、「市一般公共建築物長寿命化計画」に基づき、博物館エレベーターの更新等を実施するものです。

次に、関連する主な歳入について、ご説明申し上げます。

4ページにお戻りください。

款50 使用料及び手数料、項5 使用料、目45 教育使用料、節5 財産使用料から節70 公民館使用料までにつきましては、それぞれの施設等の使用料を見込むものです。

下段の款55 国庫支出金、項5 国庫負担金、目15 教育費国庫負担金につきましては、小中学校等に勤務する教職員の人件費に対する義務教育費国庫負担金を見込むものです。

6ページをご覧ください。

項10 国庫補助金、目45 教育費国庫補助金、節3 教育総務費補助金から節50 社会教育費補助金までにつきましては、事業等に対する補助金を見込むものです。

10ページをご覧ください。

款85 諸収入、項25 雑入、目15 雑入、節60 教育総務費雑入から節75 雑入までにつきましては、諸収入として見込むものです。

12ページをご覧ください。

款90 市債、項5 市債、目40 教育債、節2 教育施設整備債から節40 図書館整備債ま

でにつきましては、市債として見込むものです。

次に、関連する主な債務負担行為について、ご説明いたします。

1ページにお戻りください。

学校教育センター整備・運営事業につきましては、中学校給食の全員喫食の実現に向け、PFI手法による新たな学校給食センターの整備・運営を行うため、令和23年度までの債務負担行為を設定するものです。

次に、関連する地方債について、ご説明いたします。

2ページをご覧ください。

教育債の教育施設整備費から図書館整備費につきましては、それぞれの事業に係る財源として計上するものでございます。

以上で、議案第6号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

渡邊教育長 説明は終わりました。

これより、質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 まず、令和6年度の教育局全体の予算編成に係る考え方や特徴を教えてください。

岩崎教育総務室長 近年の猛暑や不登校児童生徒数の増加などの様々な課題に対して迅速に、また、将来を見据えて取り組んでいくことが求められていることから、通学路などの児童生徒の安全安心の確保をはじめ、学習支援員を増員するなど基礎的、基本的な学力の習得、学校サポーターやスクールソーシャルワーカーの配置など一人ひとりの教育ニーズに応じた、誰一人取り残さない温かさのある教育の推進、中学校給食の全員喫食の実現や学校体育館への空調設備の設置など心身の健康の保持増進を図るための教育環境の整備等に重点を置き、予算編成を行いました。

また、生涯学習分野では本市の個性を生かした宇宙教育の提供に向けた博物館プラネタリウムの更新、時代の変化を捉えた子育てに関する学習会等の公民館活動、読書活動を推進するための電子書籍サービスの充実などの学習環境の充実に取り組む予算編成となっております。

小泉教育長職務代理者 続けて、学力保障推進事業について、本市の現状と今までの取組、併せて、学力保障推進事業の今後の取組について、教えていただけたらと思います。

三谷学校教育課長 学力保障推進事業の取組につきましては、まず令和4年度より、小学

校24校に学習支援員を配置し、低学年を対象にした学習支援を行っているところです。

学習につまずきが見られる子どもたちを対象に、多層指導モデルMIMを活用しながら、学習支援を行った結果、個別支援・指導が必要な子どもの割合が減少し、効果が見られたことから、学習支援員の配置校を18校増やし42校に拡充する予定でございます。

また、現在、小学校4年生、5年生を対象とした学習調査、学びの調査におきまして、小学校3年生までの学習内容の定着を測定している小学校4年生の調査の結果では、既に全国との大きな差が見られているところでございます。

そうしたことから、小学校2年生までの学習内容の到達度を調査し、学びのつまずきの把握や適切な学習指導・支援が必要であると考え、低学年で実施している多層指導モデルMIMの効果検証としても活用できる学習調査を、小学校3年生に追加するものでございます。

岩田委員 以前、見学にも行かせていただいた中学校夜間学級について、令和6年度の入学予定者の状況と、あわせて令和6年度の実施について、教えてください。

三谷学校教育課長 まず、入学予定者ですけれども、昨年の7月14日から全4回の入学希望者説明会を行いまして、22名の方が参加され、このうち10名の方が入学を希望されております。

内訳といたしましては、日本国籍の方は6名、外国につながる方が4名で、市内が5名、市外が5名でございます。

また、令和6年度の実施についてでございますが、中学校夜間学級におきましては、生徒一人ひとりの夢や目標を支援していくため、タブレットPCなどの教材や教具の整備など、教室環境の充実を図ってまいります。

また、夏ごろから令和7年度の生徒の募集を開始してまいります。

大野南中学校分校を県内に広く周知するため、引き続き、入学説明会のチラシの多言語版の配布、また横断幕の掲示により周知を図ってまいります。

岩田委員 スクールソーシャルワーカーのことについてもお尋ねしたいのですが、スクールソーシャルワーカーを増員したことによる成果と今後の実施について教えてください。

加藤青少年相談センター所長 スクールソーシャルワーカーについてですが、令和4年度は5名、本年度は1名増員し、現在13名の体制で、拠点・巡回校型を26中学校区で実現しております。残りの10中学校区では、常勤の社会福祉士が派遣校型で対応しておりますが、派遣校型の場合には学校から依頼があってから行くのに対して、拠点・巡回校型

はスクールソーシャルワーカーが自ら巡回するため、様々な課題に対して早期対応ができていると考えております。そのため次年度はさらに2名増員し、15名体制として拠点・巡回校型での配置を検討してまいります。

岩田委員 相談指導教室についても、今後の取組や方向性を教えてください。

加藤青少年相談センター所長 相談指導教室については、その活動の充実に図るとともに、今年度は午後の部の教室として「シリウス」を新たに開設しました。次年度は、この効果検証を続けていくとともに、今後の活動を行っていくかを検証してまいります。

宇田川委員 学校サポーター事業について、お伺いしたいと思います。誰一人取り残さないという意味では、すごく重要な事業になってくるかなと思うのですけれども、その学校サポーター制度の令和5年度の取組について、教えてください。

三谷学校教育課長 学校サポーター制度についてでございます。発達サポート講座の受講生に対しまして、講座で学んだ知識を生かし、小学校等での協力を依頼しているところでございますけれども、今年度は学校支援ボランティアの1つとして受け入れています。令和5年の12月現在、市内小学校7校におきまして、17名の方に活動いただいているところです。各校では、小学校低学年を中心に通常の学級において情緒面、生活面を中心にサポートしている状況です。

宇田川委員 今、ご説明いただいた発達サポート講座について、受講を終了した方のうち、どのくらいの方が学習支援ボランティアとして支援して下さっているのでしょうか。

松本生涯学習課長 発達サポート講座修了者は約120名いらっしゃいまして、そのうち学校現場の方で活躍されている方は17名と伺っております。

宇田川委員 現在の学校サポーター制度の成果と課題と、今後の方向性についても教えてください。

三谷学校教育課長 成果としては児童の情緒面や生活面の安定に加え、教員の負担軽減が挙げられます。また担任や支援教育の担当教員等と対象となる児童についての情報を共有し、登校した際の声かけですとか、生活支援を手厚く行ったということで、不登校率の減少につながったという成果もございました。

課題としては、現状のボランティアでは交通費程度の現金支給ができない状況にあり、配置の場所がサポーターの居住地によって限定されてしまっています。

学校からのニーズが増えている中、無償ボランティアだと希望者は限られてしまうため、他市への人材流出も懸念されるところです。本制度を持続可能な制度にするために処遇の

改善が必要であると考えまして、より多くの方にご協力いただけるように、1時間1,000円程度の有償ボランティアとして位置付けることを計画しており、現行のモデル校に加えて、大規模の小学校より順次15校、計30名の配置を目指しているところでございます。

宇田川委員 ありがとうございます。とてもよく分かりました。今、ご説明いただいた学校のサポーター制度なのですけれども、少子化対策ということに関しては、その効果についてはいかがでしょうか。

三谷学校教育課長 少子化対策の効果についてでございますが、令和6年度の少子化対策事業のテーマは、仲間を増やすということからスタートしております。社会全体で子どもを育てる機運を醸成することをコンセプトにしておりますので、本事業における子育ての仲間づくりですとか、地域や人とのつながりが子育て世代の安心につながるのではないかと考えております。

また、発達に課題のある子どもが必要な支援を受け、安心して学校生活を送ることで、保護者の安心にもつながります。国の示す考え方からも、安心した教育環境で育った子どもが、やがて大きくなり、子育て世代として相模原にUターンすることからも少子化対策の効果が期待できると考えております。

白石委員 学校サポーターについて、加えてお聞きしたいのですけれども、学習支援ボランティア、それから介助員の方は、会計年度任用職員なのでしょうか。

三谷学校教育課長 各学校におきまして、学習支援で入っていただいているボランティアは、来年度もボランティアという位置付けで活動していただきたいと考えています。

また、それとは別に学習支援員という職種がございます。こちらは会計年度任用職員でございます。介助員につきましても、同じく会計年度任用職員でございます。

白石委員 ありがとうございます。次に、部活動指導支援事業について、お伺いをしたいと思います。次年度から、休日等部活動指導員が導入されるということで、その目的と、これまでの部活動指導員、部活動技術指導者の扱いについて、お伺いしたいと思います。

三谷学校教育課長 休日等部活動指導員導入の目的と、これまでの扱いですけれども、まず部活動の地域への移行につきましては、国において令和7年度までを改革推進期間としているところでございまして、本市におきましても、来年度より学識経験者やスポーツ、文化協会等の団体、学校関係等の代表者で構成する審議会を開催する予定でございます。

その改革推進期間の中で、生徒の持続可能な活動環境の維持と、教員の負担軽減を目的

として休日等部活動指導員を導入します。

また、部活動指導員につきましては廃止し、今まで活動していただいた方につきましては、休日等部活動指導員へ移行していただくことを想定しております。

これまでの部活動技術指導者につきましては、休日に部活動を行わない、囲碁将棋等の部活への派遣もあることから、規模を縮小して維持していきます。

白石委員 休日等部活動指導員には等という字が入っているのですが、この等が含まれている意味合いと、その休日等部活動指導員と部活動技術指導者の違いについて、お伺いしたいと思います。

三谷学校教育課長 まず休日等というところですが、長期休暇期間や午前授業の午後に活動する日もございますので、休日等という名称にしております。

また、部活動技術指導者と休日等部活動指導員の違いですが、部活動技術指導者については、顧問の下で技術的な指導を行う有償ボランティアです。一方で、休日等部活動指導員につきましては、単独での指導や大会等の引率を行うことが可能な有償ボランティアとなっています。

白石委員 休日等部活動指導員の謝金についてと、今後の配置や人材確保の方法をお伺いしたいと思います。

三谷学校教育課長 謝金についてでございますけれども、1時間あたり1,600円の謝金をお支払いいたします。休日の練習につきましては、相模原市立中学校等部活動指針により、3時間程度としておりますので、校内での練習につきましては1回あたり3時間です。4,800円を想定しております。また、大会等の引率ですが、6時間を上限にお支払いすることと想定しているところでございます。

これからの予定数や人材ですが、学校の人数について調査をいたしました。60部活程度で希望がございましたので、60人の方に休日等部活動指導員としてご協力いただくことを想定しております。

その人材ですが、現在の部活動指導員及び単独での指導や引率が可能な部活動技術指導者の、今活動されている方々を想定しているところです。学校には2月に正式な希望調査を行う予定でございます。

白石委員 1時間あたり1,600円ということで、この金額の理由をお伺いします。

三谷学校教育課長 金額でございますが、国が例示した、地域移行の指導者として示した金額が1,600円ございましたので、そこに合わせたという形でございます。

白石委員 最後に、指導者の質を担保するための方策について、伺いたいと思います。

三谷学校教育課長 指導者の質については、学校長が学校教育への理解等を面接の中で確認をした上で推薦することを考えております。

また、教育委員会といたしましても、令和6年度当初に生徒の人権への配慮、または緊急時の対応等について研修を実施する予定でございます。

小泉教育長職務代理者 G I G Aスクール推進事業について、お伺いします。私も視察等に行きまして、学校現場では、タブレットP Cがかなり活用されていると感じているわけなのですが、令和5年度の成果や課題、またそれに向けて今後の取組について、教えてください。

奥津教育センター所長 令和5年度の成果、課題と今後の取組についてでございますが、学校、学年間における活用の差が生まれないように、指導主事の学校訪問や教職員研修等において、基本的な操作、授業づくり等について触れており、令和6年度につきましてもタブレットP Cを含むI C Tのより効果的な活用、推進を目指し、研修や学校訪問等を継続してまいります。

また、教員へのサポートとしましては、I C T支援員の全校派遣を行っておりまして、令和5年度については派遣回数を増加し、校務、授業への支援を行いました。令和6年度につきましても派遣回数の増加を予定してございます。さらに学校行事や体育館等でタブレットP Cの活用を図るために、モバイルルーター等を整備しており、令和5年度については回線数を増やしました。家庭への貸し出し等も実施しております。令和6年度につきましても同様に整備を予定しているところでございます。

小泉教育長職務代理者 タブレットP Cは、授業だけではなく多様な場面で取組の可能性が出てくると思っておりますが、具体的にどのような取組を行っているのでしょうか。

奥津教育センター所長 令和3年度以降、授業時間外においても各種係活動、委員会活動、部活や生徒会活動等の学校生活全般においてタブレットP Cが必要不可欠なものとなっております。また、中学校においては、単元テスト等においてコンピュータを活用したテストを実施したことがある学校が半数を超えるとともに、学習課題のデジタル化による端末の持ち帰りについても8割を超える学校が毎日実施しておりますことから、令和6年度についても学校生活全般におけるデジタル化について、学校支援を行ってまいります。

このほか、令和6年度以降、児童生徒がタブレットP Cを活用した各種データを用いまして、個別に児童生徒へ支援をつなげる仕組みの構築を検討してまいります。

このような好事例等については積極的にG I G A通信や、学校訪問等の研修において周知してまいりたいと考えております。

平岩委員 学童通学安全事業について、お伺いいたします。関連資料を拝見いたしますと、スクールガード・リーダーという言葉が出てまいりますが、このスクールガード・リーダーの事業内容について教えてください。

佐藤学務課長 事業内容については、通学路点検とあわせて、見守り活動者への指導や助言を行っていただくほか、点検時に把握した見守り活動者の活動場所、通学路上の危険箇所について、グーグルマップのマイマップという機能を用いてマッピングして、「通学路危険箇所マップ」を作成していただきたいと考えております。この作成したマップは市のホームページで公開しながら、ながら見守り活動等における活用を図っていただきたいと考えているところでございます。

平岩委員 このスクールガード・リーダーというのは、こういった方がなるのでしょうか。

佐藤学務課長 スクールガード・リーダーについては、警察官のOBですとか、防犯ですとか交通安全、こういったものの知識を有する方ということで教職員のOBも想定しているところではございます。

平岩委員 人数は何人程度でしょうか。

佐藤学務課長 令和6年度につきましては、会計年度任用職員として1名の任用を予定しておりますけれども、将来的には警察官区が市内4か所ございますので、その4か所に1名ずつ配置するような形で考えているところですが、その人数が適切なのかということも判断していきたいなと考えております。

平岩委員 もう1つ、ながら見守り活動について教えてください。

佐藤学務課長 ながら見守り活動でございますけれども、こちらは文部科学省でも推奨している事業で、登下校時間帯に合わせて通学路を中心に、犬の散歩や買い物等、何かをしながら登下校中の児童を見守るということを想定しているところでございます。活動するに当たっては、児童の安全確保ということを目的に、活動管理を行うためにL o G oフォーム等を用いて、年度更新としたいと考えているところでございまして、1校当たり3人程度の登録を目標に、市内全域では200名程度を見込みたいと考えております。

活動者の身分保証についても、しっかり考えていかなければいけないなと思っておりまして、オリジナルバンダナをノベルティとしてお配りし、参加者はそれをつけることによって安心して活動ができるようにしていきたいと考えております。

なお周知につきましては、広報さがみはらへの掲載のほか、地域情報誌にも広告の掲載をしていく予定です。

また、市内の配送業者等にもご協力いただきながら、安全を確保していきたいと考えているところでございます。

平岩委員 子どもを送り出し、安全に帰ってきてくれるのはやはり親の願いですので、こちらの活動の方、よろしく願いいたします。

小泉教育長職務代理者 学校給食センター整備運営事業について、新たな給食センターの整備運営に向けた令和6年度の取組予定を教えてください。

鈴木学校給食課長 新たな給食センターの整備に向けた令和6年度の取組でございますけれども、令和6年度につきましては、PFI事業で事業者の募集に進んでまいりたいと考えてございます。PFI事業は、本市としては初めての経験でございますので、募集に当たりましてはコンサルタントを活用しながら、学識経験者から構成される選定委員会を組織した中で選定を進めてまいりたいと考えてございます。

日程といたしましては、4月に入札公告を行い、事業者の募集、質疑等を経て、10月頃には事業者の選定まで進めてまいりたいと考えており、その後、12月の市議会定例会の方に契約議案を提出いたしまして、検討を経て、計画ということで考えてございます。

また、年が明けました1月頃から給食センターの設計に着手する予定です。

小泉教育長職務代理者 新たな給食センターの整備運営事業にかかる債務負担行為の内容であるとか、今後の支払い等の見込みはいかがでしょうか。

鈴木学校給食課長 今回設定させていただきます債務負担行為314億でございますけれども、こちらにつきましてはPFI事業として行う、令和6年から23年までの18年間のトータルの契約金額上限額を計上させていただいたものでございます。

PFI事業につきましては、2か所の給食センターの整備をいたしますが、それぞれ別事業として事業者の募集、契約に進めてまいりたいと考えております。

内容としては、令和6年度から令和8年までが給食センターの設計及び整備、令和8年以降が毎年の給食の調理等に関する委託ということになっております。支払いにつきましては、令和8年に整備費について支払いをさせていただき、以降については給食調理業務等について、毎年支払いをしていく予定です。ですから、今回、債務負担行為の計上をさせていただいておりますけれども、当初予算への計上が0円という状況でございます。

小泉教育長職務代理者 給食配膳室整備事業ということで、現在も中学校ではデリバリー

給食で、同じように配送していると思いますが、新たに整備する必要性と、債務負担行為を設定しているものとしていないもの、その違いについて教えてください。

鈴木学校給食課長 配膳室の整備でございますけれども、現在の配膳室につきましては、喫食率6割を想定して、当初設置をした配膳室でございます。令和8年から全員喫食となると、容量等が不足する学校や、デリバリー給食を開始した平成22年、23年と比べ、生徒数も減っているところもございますので、30校のデリバリー校中13校については、今の状態のままで活用が可能と考えてございます。そのため、残りの17校について拡充等を行ってまいるということでございます。

今回、予算を配膳室整備事業というものと、配膳室整備事業（債務負担行為）、2種類に分けさせていただきましたが、整備拡充を行います17校のうち、校舎が長寿命化計画に係る工事と重なる学校につきましては、その工事と合わせて進めてまいりたいと考えているため、債務負担行為の設定をさせていただくというところでございます。

小泉教育長職務代理者 今後、給食センターが中学校へ給食を運ぶということになると、今までデリバリーの中でも利用が伸びなかった理由の1つとして、冷たいというところがあったかと思うのですが、冷めないような対策、また、熱いものを運ぶことへの対策について教えてください。

鈴木学校給食課長 給食の配送についてでございます。ご指摘のとおり、現在のデリバリー給食につきましては冷ましてからということで、温かい給食を求める声が非常に強い中で今回、全員喫食に進ませていただくというところでございますので、保温性の高い二重食缶を使った給食の配送というのを考えてございます。これにより、給食が冷めることなく各教室までお届けできるものと考えてございます。一方、熱さ対策については、真ん中が空洞になっている関係で外側の部分については熱くならない構造でございまして、触れてもやけど等の心配はないというものを使用してまいりたいと考えております。

小泉教育長職務代理者 中学校の給食は食育にもつながりますので、是非前へ進むようによろしくお願ひしたいと思います。

次に、空調設備整備事業について、事業の概要を教えてください。

米山学校施設課長 空調設備整備事業でございますけれども、近年の気象状況を踏まえまして喫緊の課題となっている、暑さ対策、熱中症対策として児童生徒等の安全安心の確保、それと避難所としての防災機能の強化を図るために、屋内運動場へ空調設備を設置するものでございます。

小泉教育長職務代理者 設置する学校はどれくらいあるのかということと、暑さ対策という点では、断熱改修等も行われるのでしょうか。

米山学校施設課長 令和6年度は、6校の設置を予定しております。1校当たり約5,000万円を想定しており、全ての学校に設置するとなると、かなりの金額が必要になってきますので、令和6年度中に委託調査をかけ、どういう手法でやった方がいいか、効率的、効果的な手法なのかを考えていきます。

断熱の改修工事については、断熱改修を行わなくても一定の効果が見込まれることや、この工事により工期の長期化、財政負担もかなり増大してしまうことから、今のところは断熱改修を行わず、まずは空調設備設置を実施していきます。

白石委員 令和5年度のコミュニティ・スクールの取組状況、それから6年度の方向性についてお伺いしたいと思います。

三谷学校教育課長 コミュニティ・スクールの取組状況についてでございますが、今年度もキャリア教育や、総合的な学習の時間の充実、学習支援、不登校支援、地域ボランティア、また地域の課題解決などについて、このコミュニティスクールの中で協議し、学校支援を実施したところでございます。今年度より、学校単位での設置に変更しまして、今14校でモデル実施をしておりますけれども、それを令和6年度も継続し、当該校に対する支援を行ってまいります。

また、モデル事業の成果、課題を踏まえ、令和7年度以降の全校への拡充に向け、検討を進めてまいります。

白石委員 今、14校ということですが、恐らく相模原市は全国的に見てもコミュニティ・スクールの設置率は、まだ非常に低い状況だと思います。こういうコミュニティ・スクールというのを、これからもっともっと推進していかないといけないし、またそれが開かれた教育課程につながるんだという部分を、もっと声高にアピールをしていただきたいなと思います。

それと同時に、地域学校協働活動との一体的な推進というのが必要だと思うのですが、こちらについての現状と今後について、お伺いしたいと思います。

松本生涯学習課長 コミュニティ・スクールの設置校のうち、青和学園及び中央中学校区である、富士見小、中央小、中央中の4校を対象として、令和4年から令和6年までの3年間でモデル事業をやっているところでございます。その中で学校と地域のパイプ役として地域資源のコーディネートを担っていただく役割として、地域学校協働活動推進員を各

中学校区に1名配置しているところでございます。

具体的な活動の状況については、青和学園においては米作り、リンゴ栽培などの農業体験ですとか、事業所の見学といった活動をしております。中央中学校区においては、I R ネットという取組を継続的にやっておりまして、集団生活に苦手意識を持っている子どもたちの居場所づくりといったものを中心に活動をされているのがベースになってございまして、今後の展開としては子どもの登下校の見守り活動、そういったものについても引き続き、活動の幅を広げていくことを検討しているというような、そんな状況でございます。

白石委員 地域学校協働活動推進員の待遇について、教えてください。

松本生涯学習課長 推進員の方は、有償ボランティアという形で1時間当たり1,000円の謝礼をお支払いしておりまして、月30時間を上限としております。

白石委員 地域学校協働活動においては、この地域学校協働活動推進員という人の動き次第で非常に大きく変わってくると思いますし、非常に大切な位置付けだと思います。

コミュニティスクールもまだまだ設置が進まないという中で、是非学校には今回のモデル地区の実践例も含め、こうやるとすごく学校が楽になったよと、すごくいい成果が出たよというのをうまくまとめて伝えていただきたいと思います。

宇田川委員 家庭教育啓発費に関わるところで、発達サポート講座事業について、お伺いしたいと思います。令和2年度から発達サポート講座が開催されていると思うのですが、これまでの実施状況と、あと今後の取組について教えてください。

松本生涯学習課長 発達サポート講座について、令和2年9月から開始し、令和5年の7月までで3期の修了生を出しております。本年9月からは第4期目の講座を実施しているところでございます。第4期からは、募集定員を10名増やし、60名で実施をしています。第1期の終了後、修了生を中心に、自主的なサークルを立ち上げて、学びを生かした支援活動ですとか、継続的に学んでいこうというような取組ですとか、仲間づくり、こういったことを今やっているところでございます。引き続き、先ほどお話もあったような学校へのサポート、こういったものも継続的に終了後の活動として取り組んでいただけるように我々としては情報提供等、支援をしてみたいと考えております。

宇田川委員 今までの発達サポート講座の修了生の中で、実際に子育て真っ最中の方はいらっしゃるのでしょうか。また、講座の開催場所について教えてください。

松本生涯学習課長 子育て中かどうかということをお我々も確認を取っているわけではないのですが、学んだことをどのように生かしていきたいのかというアンケートの中で、

子育てに役立てたいという方が約6割いらっしゃいますので、おおむねそのくらいの方が該当するのかなと考えてございます。

開催場所については、産業会館での開催が多く、その他市役所本庁舎周辺で開催しております。

宇田川委員 開催箇所が相模原市役所本庁舎の近辺ということで、相模原市は広いので、発達サポート講座を受講したいなと思っても、地理的な問題などによって、学びたくても学べないという方もいらっしゃるのではないかなということも考えられるので、是非その辺に関しても、ちょっと可能性というか、充実というようなところでも考えていただけたらなと思います。

平岩委員 文化財保存活用事業について、お伺いしたいと思います。文化財は大切にすべきものですが、活用していってこそ市の財産になるのだと考えております。その中で事業名に文化財保存だけではなくて活用という字が入っておりますので、これについて大変興味があるのですが、令和6年度の取組について教えてください。

天野文化財保護課長 令和6年度の取組について、申し上げます。市民共有の財産である文化財の保存と活用にかかる施策を計画的に進めまして、次世代に文化財を確実に継承するためのマスタープランとなる「文化財保存活用地域計画」、こちらについて作成を進めてまいります。

また、令和7年度に文化庁の認定を受けられるよう、本年度から3年計画で進めておりまして、令和8年度の施行を目指しております。具体的な事業といたしましては、昨年度から実施いたしました文化財建造物を生かしてイベントを実施するユニークベニュー活用事業、こちらはユニークベニューというのは特別な会場という意味ですが、こちらの活用事例をはじめ、文化財を適切に保存し、多様な活用により機会の充実を図り、地域全体で保存、活用する取組を進めてまいります。

平岩委員 もう少し具体的な事業を教えてくださいなと思います。

天野文化財保護課長 具体的な事業でございますが、文化財建造物ユニークベニュー活用事業といたしまして、令和5年に実施した事業の内容としましては、古民家園や小原地区の小原宿本陣でアコーディオンやバイオリンの演奏会等を行ったり、そのほかに中村家住宅で今昔写真展という、地域の写真展を行ったりということでもございました。令和6年度につきましても同様な形で進めたいと思います。

また、ほかには史跡の活用としまして、勝坂遺跡公園や八テナ館におきまして、事業を

行う予定です。それから民俗芸能大会、この3月に予定をしておりますが、令和6年度についても引き続き行ってまいりたいと思います。

平岩委員 3年計画で進めていくということで、計画的に進めていただくことを期待しております。相模原市にも文化とか文化財とかはしっかりあるわけなので、ぜひそれを知ることがシビックプライドの向上にもつながると思いますので、広くこの取組を進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

宇田川委員 読書活動推進事業について、お伺いしたいと思います。読書活動推進事業について、これまでの取組状況について教えてください。

宮下図書館長 読書活動推進事業につきましては、子どもの読書環境の充実を図るため、小中学校と連携した電子書籍サービスや、子どもに身近な施設に児童書セットを循環させる取組であります、くるくるとしょかんを実施しております。

電子書籍サービスにおきましては、一人1台端末等のICT環境を活用し、児童生徒がタブレットPC等から利用できる電子書籍サービスを図書館が提供する取組を進め、学校での学習活動や児童生徒の自宅等で学習に電子書籍を活用することができるよう、学校と図書館が連携して取り組んでおります。こちらは、主に小中学校において朝読書や、休み時間などに活用されておりました、運用を開始した令和4年9月から令和5年11月までの15か月間において、2万2,748人の利用者、延べが40万326回の閲覧をされております。

くるくるとしょかんにつきましては、約1,400種類、合計4,680冊の児童書を購入し、30冊ごとのセットにしてコンテナに入れ、基本的に2か月ごとに施設間を循環させることで各施設に2年間で360冊の異なる児童書が届くようにしております。

宇田川委員 今、これまでの取組状況について、ご説明いただいたのですけれども、令和5年度に実施した効果の検証というのはどのようにされる予定でしょうか。

宮下図書館長 効果の検証につきましては、第1回はパイロット的に調査を現地の施設の方と、あと利用者の方をお願いしました。今後、子どもアンケートを学校ですとか子ども関連施設の協力の下に行うような予定であります。

宇田川委員 是非、くるくるとしょかんであるとかというようなものも含めて、子どもたちに多くの本との出会いというものが保証されるように、今後も効果検証というものに取り組んでいただいた上で継続というものにしていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

平岩委員 この読書に関する取組なのですが、読書に興味にある子にとっては、とてもありがたい取組なのですが、本を好きな子と全く興味がない子に二極化していると思いますので、読書に興味がない子が本に目を向ける、そんな取組を是非考えていただきたいと思います。

白石委員 生涯学習社会教育振興事業の方で、まず公民館の活動費の部分についてお伺いしたいと思います。令和5年度の公民館事業の実施状況と、それから6年度の予算について、お伺いしたいと思います。

松本生涯学習課長 令和5年度の実施の状況ですけれども、公民館全体で約800の事業の開催が見込まれている状況でございます。令和元年のコロナ禍前の状況が791事業ということでございますので、コロナ禍前と同様の水準に戻ってきているのかなと考えております。令和6年の事業でございますけれども、今年度と同程度の事業が実施できることを見込んで、予算を計上しているところでございます。

白石委員 ありがとうございます。

公民館の事業って、数だけが問題ではなくて、どちらかと数よりもその事業は何のためにやったのか、またその事業を地域が活性化、参加者も含めどう次につなげていけるかというのが非常に大事だと思います。

その中で5年度から子育て学習啓発事業というのを実施しているということなのですが、その実施の内容、状況についてお伺いしたいと思います。

松本生涯学習課長 子育て学習啓発事業ですけれども、国の交付金を活用した事業でございます。父親と子どもで事業に参加していただくことによって、父親の育児力の向上ですとか母親の育児負担の軽減、あと参加していただいた父親同士のネットワーク、こういったものの構築などを目指して取り組んでいるところでございます。今年度の事業といたしましては、先輩パパの育児体験談を聞く講座ですとか、工作教室、ドローン教室など、合計で31回の講座を開催し、約600人参加いただいております。

参加した父親からの感想では、「父親と子どもで参加や体感できるイベントは普段あまりないので楽しむことができました」や、「次回も是非参加をしたい」というような、比較的好意的なご意見をいただいております。

平岩委員 宇宙教育普及事業についてお伺いいたします。プラネタリウムの事業経費というのが計上されていますが、博物館における宇宙教育に関する事業の取組を教えてください。

佐々木博物館長 博物館における宇宙教育でございますが、まず J A X A との連携という意味では、恒例となっている J A X A 連携企画展を開催したほか、J A X A の研究者の方に登壇していただく講演会などを多数開催いたしました。また J A X A 以外との連携については、若あゆや市民会館、市民文化財団など多様な主体との連携により、魅力的な宇宙関連事業を実施することができたと考えています。

平岩委員 今年度ではありませんが、プラネタリウムが新しくなることによる今後の取組について、お伺いできますか。

佐々木博物館長 今後でございますが、博物館のプラネタリウムを活用した宇宙教育の充実、また宇宙を活用した地域活性化、教育環境の充実による少子化対策を目的として、プラネタリウム施設の全面改修をし、令和 7 年 7 月中旬のリニューアルを目指していくというのが今後の予定でございます。

また、プラネタリウム以外につきましても、J A X A の連携を重視した事業や、プラネタリウムを活用した質の高い教育を提供していくとともに、学校教育との連携や市長部局も含めた、庁内外との連携を密にして、博物館の職員も本市全体における宇宙関連事業の一翼を担う存在として、発展させていきたいと考えております。

小泉教育長職務代理者 長寿命化関連で、学校施設と社会教育施設でそれぞれ質問させていただきます。

まず、学校施設の長寿命化なのですが、令和 6 年度に予算計上している長寿命化の工事の概要と、対象学校数であるとか、あと工事スケジュールを含めて教えていただけたらと思います。

米山学校施設課長 長寿命化工事に関して、今年度から実施し、来年度も引き続き行われる谷口小学校の増改築工事を含めると小学校 6 校、中学校 5 校を予定しております。

また、来年度は淵野辺小学校の校舎の改築工事を令和 6 年度、令和 7 年度までの継続費を設定しております。

工事のスケジュールでございますけれども、長寿命化改修につきましては、例年どおり夏休みを中心に実施する予定でございます。淵野辺小学校の校舎改築工事につきましては、これは 3 億円以上の工事になりますことから、9 月議会でご議決をいただいた後にすぐに契約を締結し、令和 8 年 2 月まで工事を実施する予定でございます。

小泉教育長職務代理者 分かりました。ありがとうございました。

続いて公民館整備事業ですが、陽光台公民館の空調設備更新工事の概要と併せて、他公

民館の空調設置の状況を教えてください。

松本生涯学習課長 陽光台公民館ですけれども、整備から25年以上が経過しております、令和4年の6月に、空調が一時的に停止してしまいました。メーカー等に保守点検をお願いしているところですが、既に部品の交換部品がないといった状況があり、全体的な更新を行いたいと考えております。

その他の公民館について、光が丘公民館も、空調が1回止まったという経過がありますので、部分的な改修を6年度にやっていきたいと考えてございます。

小泉教育長職務代理者 続いて、博物館の長寿命化ということで、これまた6年度予算に計上しているその工事の概要、そしてまたスケジュールを教えてくださいと思います。

佐々木博物館長 博物館の長寿命化工事の概要ですが、本年度実施している博物館冷温水発生機2号機の更新工事に続き、1号機の更新工事を行う予定です。また、本年度実施している博物館エレベーター2号機、3号機の更新工事に続き、1号機の更新及び関連補強工事を予定しています。

エレベーターの1号機の更新については、令和6年の12月から令和7年4月末ごろまで、博物館冷温水発生機等更新工事については、令和6年6月中旬から令和7年2月末頃までの期間で実施予定となっており、博物館の休館は行わない予定です。しかし、エレベーターがプラネタリウムの目の前にあることから、プラネタリウムや天文展示室は閉める予定でございます。ただ、学校事業に支障がないように、簡易的なプラネタリウム、移動式プラネタリウムなどを導入するなど、支障が少なくなるように工夫をしてやっていきたいと考えています。

小泉教育長職務代理者 ありがとうございます。どの施設も長寿命化というのは必須の課題でありますし、児童生徒また市民にとっても、それで快適に過ごせるかであるとか、安全であるかとか、先ほどの防災ではないですけど、命に関わるというところがございしますので、是非計画的に着実な取組をお願いしたいなと考えております。

渡邊教育長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

渡邊教育長 それでは、採決を行います。

議案第6号、「令和6年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第 6 号は可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉 会

午後 1 時 1 7 分 閉会